

川崎天然ガス発電(株)川崎天然ガス発電所に係る 環境影響評価方法書に対する勧告について

平成14年11月8日
経 済 産 業 省
原子力安全・保安院

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、川崎天然ガス発電所に係る環境影響評価方法書について、川崎天然ガス発電(株)に対し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：神奈川県川崎市川崎区扇町12-1
新日本石油(株)川崎事業所構内
- ・出 力：90万kW(1号機：40万kW、2号機：50万kW)

2. これまでの環境影響評価に係る手続き

環境影響評価方法書届出	平成14年 5月16日
住民等意見の概要届出	平成14年 7月22日
東京都知事意見提出	平成14年 9月20日
神奈川県知事意見提出	平成14年10月17日

問合せ先：電力安全課 鈴木正幸、伊藤
電話03-3501-1742(直通)
03-3501-1511(代表)
4921(内線)

【川崎天然ガス発電(株)川崎天然ガス発電所勧告内容】

1. 環境影響評価項目について

- (1) 近傍に立地する発電所の環境影響評価の際に、多数の動植物が確認されていることから、対象事業実施区域及びその近傍においても現地調査を実施し、その結果を踏まえて、陸域に生息する動物に係る重要な種及び注目すべき生息地、陸域に生育する植物に係る重要な種及び重要な群落、並びに地域を特徴づける生態系を、環境影響評価項目として選定するか否かを検討すること。

2. 調査、予測及び評価手法について

- (1) 工所用資材等の搬出入に伴う大気質については、資材運搬船から排出されるばい煙により大気質に影響を及ぼすおそれがある場合には、資材運搬船から排出されるばい煙についても考慮した予測及び評価を行うこと。
- (2) 施設の稼働に伴う大気質については、当該地点では内部境界層発達型フュミゲーション及び建物影響によるダウンウォッシュの発生の可能性があることから、これらにも着目した調査、予測及び評価を行うこと。
1号機については、毎日起動・停止を行うこととしていることから、起動停止等の非定常稼働時における煙突のダウンウォッシュについても考慮した予測及び評価を行うこと。
- (3) 施設の稼働に伴う水質については、現在の周辺海域の環境を考慮し、可能な限り定量的な予測及び評価を行うこと。
- (4) 主要な眺望点については、周辺の道路、民家、海等の地域住民が日常慣れ親しんでいる場所等からの眺望についても調査した上で、適切な眺望点を選定し、予測及び評価を行うこと。
復水器の冷却には冷却塔方式を採用していることから、景観の予測及び評価に当たっては、冷却塔白煙の発生に伴う影響についても考慮して行うこと。